

岩手県告示第445号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が病院、診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

令和7年7月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
公益財団法人総合花巻病院	花巻市御田屋町4番56号	令和7年3月31日
両川歯科医院	遠野市穀町7番39号	〃
藤井デンタルクリニック	釜石市只越町三丁目5番15号	〃
かつし歯科医院	釜石市甲子町第10地割1番地10	〃
斉藤産婦人科医院	二戸市石切所字森合33番地5	〃
共創未来せんまや新町薬局	一関市千厩町千厩字町浦192番地	令和7年4月9日
久保田歯科医院	一関市上大槻街3番35号	令和7年4月10日
菅野内科医院	一関市大東町摺沢字摺沢駅68番地	令和7年4月30日
あかさか歯科クリニック	北上市花園町二丁目5番15号	〃
板倉小児科医院	奥州市水沢福吉町6番7号	令和7年5月14日
菅原歯科クリニック	二戸市福岡字川又3番地8	令和7年5月20日